

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2号中「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」に改める。

様式第15号注意事項2中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。